

大分県障がい者水泳連盟  
技術支援会員規程

(目的)

第 1 条 大分県障がい者水泳連盟（以下、本連盟）という。）は、事業の目的を達成するために一般社団法人日本パラ水泳連盟（以下「JPSF」という。）、一般社団法人日本知的障害者水泳連盟「以下「JSFP」という」、一般社団法人日本デフ水泳協会（以下、「JDSA」という。）、九州障がい者水泳連盟（以下「KSFD」という。）公益財団法人日本水泳連盟および関係福祉団体等（以下、「各中央団体等」という。）の有資格者やその資格を取得しようとする者を集い、協力体制を構築するために本規程を定める。

(会員の入会資格など)

第 2 条 会員になろうとする者は、ボランティア精神を持ち、選手会員並びに教室会員の支援を実践するとともに、各中央団体等に関する基礎的な知識を習得していることの証明証または本連盟理事の推薦により申請する。

2 前項の技術支援会員入会申請者の資格の審査及び決定は、審査委員会において行う。

3 入会の承認を得たのち、14日以内に所定の年会費を納入する。

(責務)

第 3 条 技術支援会員は、次の責務を果たさなければならない。

- (1) 本連盟が主催又は各中央団体等が主催する事業及び研修会に定期的に参加する。
- (2) 業務執行上知りえた会員等の情報を慎重に取り扱い、個人情報の保護に努めるとともに、コンプライアンス規程等諸規程を遵守する。
- (3) 他の技術委員と協力しながら、パラ水泳の発展に寄与する。

(役割)

第 4 条 技術支援会員の保有する資格等により、以下の2部門のいずれかに所属し、その部門の委員長長の指示、指導のもと日々研鑽に努める。

(1) 普及強化委員

普及強化委員とは、当連盟主催の競技会や選手会員を対象とした練習会、関係団体等から要請があった際の水泳指導・講師活動などを行うもの。

(2) 教室運営委員

当連盟主催の教室運営に協力するもの。

(技術向上)

第 5 条 技術支援会員は、常に最新の競技規則を理解し、選手育成のための指導力やクラス分けの知識・技術を向上させられるよう努める中で、以下のような支援を行う。

- (1) JPSF の公認競技役員研修および公認障がい者水泳指導員の資格取得に対す推薦および補助。
- (2) JPSF の研修制度で全国大会等に参加に対する補助
- (3) (1)～(2)同様の他団体が実施する研修、大会等に対する補助
- (4) 全国大会等へ参加した者による伝達研修等を行う際の補助。
- (5) その他、技術向上に向け必要とされる経費の補助

附則

本規程は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。